

# 特別養護老人ホーム寿光園 入所指針

## 1 目的

この指針は、「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」第10条第2項の規定に基づき、入所に関する手続き及び基準を明示することにより、入所者決定の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とします。

## 2 入所対象者

入所の対象者は、要介護3～要介護5と認定された方で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受ける事が困難な方、及び要介護1～要介護2と認定された方で、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難な為、特例的な施設への入所（以下「特例入所」）が必要な方です。

入院治療の必要がある方は対象外になり、医療依存度が高い方は受け入れが困難な場合があります。

なお、特例入所が必要な方とは、次の各号のいずれかに該当する方です。

- ア 認知症により日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる方
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる方
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である方
- エ 単身世帯、同居家族が高齢又は虚弱等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分な方

## 3 入所申込み及び受付

### (1) 入所申込みの方法

入所申込みは、本人または家族等（以下「申込者」）が、原則として施設を訪問し、生活相談員から説明を受けた後に、以下の書類を施設に提出して行います。

- ア 入所申込書（様式1）
- イ 被保険者証の写し
- ウ 特例入所申込書（様式1-2 該当者のみ）
- エ 入所待機者状況表（様式1-3 介護支援専門員等が記入）

### (2) 入所申込書の受付

ア 施設は、入所申込みを行う際に、原則として入所希望者及び家族等と面接を行い、本指針の内容を十分に説明し、心身の状況等や介護者の状況について確認します。

イ 施設は、入所待機者や家族の状況、入所申込みの継続意思について年1回調査を行い、状況の把握を行います。

ウ 施設は、入所申込書を受け付けた場合には、受付簿にその内容を記載し管理します。

エ 申込者は、本人の要介護度や介護者の状況等に変更が生じた場合には、その都度施設に連絡します。

### (3) 特例入所に係る市町村への報告及び意見照会

施設は、特例入所に係る入所申込みがあった場合、市町村に報告し、特例入所の対象に該当するかどうかの判断に当たっての意見を書面により求めることができます。

## 4 入所順位の決定

### (1) 優先度の評価

施設は、入所申込みの書類を全て受け付けた場合には、入所順位の評価基準(別表)に基づき、要介護度、介護者の状況、サービスの利用率、その他特記事項等の評価を行い、点数化を行います。

### (2) 入所検討委員会の開催

施設は、入所順位の決定に係る事務を公平に処理するために、合議制の入所検討委員会(以下「委員会」)を設置します。

#### ア 委員構成

本委員会の委員は、施設長・施設部長・在宅部長・生活相談員・介護職員・看護職員・施設介護支援専門員、及び地域代表の第三者(嘱託医・金光総合支所市民生活課職員・民生委員等)で構成します。

#### イ 開催

委員会は施設長が招集し、原則として毎月1回開催します。

#### ウ 所管事務

委員会は合議により入所の必要性の検討を行い、入所順位名簿を作成します。

#### エ 議事録

委員会は、協議の内容を記載した議事録を作成し、2年間保存します。

(県、または市町村から求められた場合には、これを提出するものとします。)

#### オ 守秘義務

施設の職員、及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た申込者に関する個人情報情報を漏らしてはなりません。(施設を退職後、及び委員退任後も同様とする)

#### カ 説明責任

入所希望者や家族等から、入所の判定等に関する説明を求められた場合には、生活相談員が適切に対応するものとします。

## 5 入所者の決定

施設長は、入所順位名簿に基づき入所者の決定を行います。ただし、入所者の決定にあたっては、施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、以下の項目を勘案し、入所者の決定を調整します。

- ①性別、居室の空き状況。(男性・女性・畳部屋等)
- ②重度認知症等による激しい行動障害がある方に対する施設の受入体制
- ③医療を必要とする方に対する施設の受入体制

なお、施設から申込者に入所の案内を行った際、申込者の都合により入所辞退があった場合には入所順位名簿から削除します。ただし、入所申込継続の希望があれば、入所順位を繰り下げる取り扱いとします。

## 6 特別な事由による入所

緊急を要する以下の場合、例外的に施設長の判断において入所を決定できるものとします。

- ア 市町村から老人福祉法（昭和38年法律第33号）第11条に規定する措置入所依頼があったとき、または、虐待や介護放棄等の事情により、市町村から措置に準ずる場合として入所要請があった場合。
- イ 災害や事故により、在宅生活が困難になった場合。
- ウ 長期入院（概ね3ヶ月以上）により退所した元入所者より入所希望があり、再入所が妥当と認められる場合。

## 7 入所指針の公表

本入所指針は、施設内に掲示するなどし、公表します。

(付則)

本入所指針は、平成15年 4月 1日より施行する。

平成19年 4月 1日 改訂

平成24年 5月24日 改訂

平成27年 3月 1日 改訂

令和 5年 4月 1日 改訂